

特定非営利活動法人太陽の家 謝金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人太陽の家（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第 2 条 本規程は、当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人が依頼する講師等に対する講演謝金、専門的知識を有する有識者から助言を受けた場合に対する専門家謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第 3 条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び専門的知識を有する有識者から助言を受けた場合に対する専門家謝金の支払金額は、原則として別表の標準単価を適用する。

2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。

(謝金の支払方法)

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(費用)

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人旅費規程を準用して支払う。

2 本規程の対象となる支払対象者が当法人が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第 5 条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。(令和 6 年 6 月 13 日理事会決議)

<別表>

講師謝金等	1時間あたり	10,000円～50,000円
助言謝金等	1時間あたり	10,000円～15,000円
その他謝金	その都度理事長が決定する	